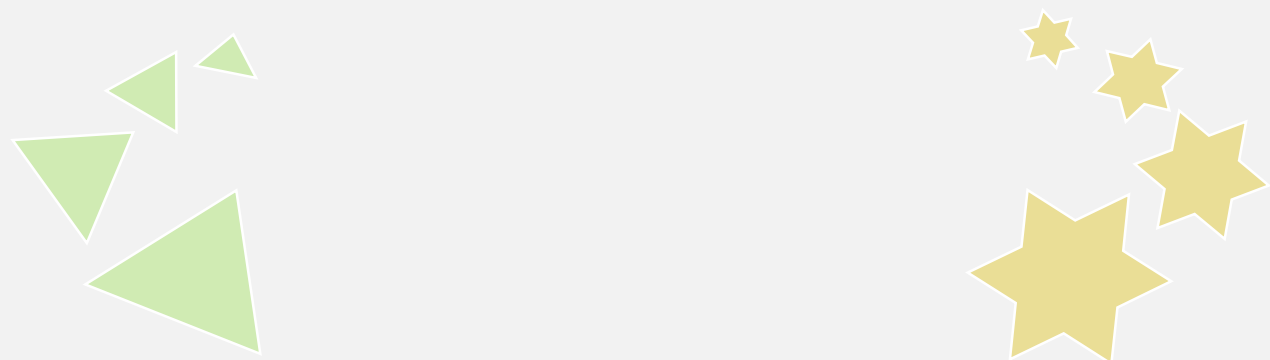


男女ともに活躍し合う、
笑顔続く「Well-being」なまち

大河原町男女共同参画基本計画



令和7年1月

大 河 原 町

男女共同参画基本計画策定にあたり

本町では、令和6年3月に第6次大河原町長期総合計画・後期基本計画を策定し、重視することの一つに「Well-being なまちづくり」を掲げております。コロナ禍や国際紛争、原油・物価高騰、加えて自然災害の発生など私たちの暮らしが変動し続けていることに鑑み、これからの暮らしを展望したときに、幸福を実感し、健康な日々を送れること、心身と社会が健康で幸福な状態が継続する「Well-being」を大切に、暮らしの幸福度向上を目指していくものです。

そのようなまちづくりを推進していく中で、今回、新たに「大河原町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。男女共同参画社会の実現に向け、国・県・企業等により推進が図られていますが、本町においても性別に関わりなく、人権を尊重し、責任を分かち合いながら、個性や能力を十分に発揮していく、男女共同参画の視点をあらゆる分野に反映することが重要であると考えています。

今回の計画では、地域、家庭生活、学校教育（幼児教育）、職場、防災の分野に分け、現状や課題、取組内容、目標指標を掲げ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画として推進していきます。男性だから、女性だからという固定的な性別役割分担の意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等はまだ根強いものがありますが、人口減少や少子高齢化など刻々と変わる社会環境の中で、社会全体の活力を維持していくためには、女性をはじめとしたあらゆる人たちが社会を支える一員であること、男女が平等に機会を享受することを意識し、変革ある社会に対応していかなければならないと受け止めております。

男女共同参画の進展により、互いに尊重し合い、誰でもいきいきと生活する（働く）ことの実現に近づき、日々の生きがいや充足感につながるものと捉えております。まちづくりで重視している暮らしの幸福度の向上を目指す「Well-being」と一体的に推進するため、本計画の理念を「男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまち」と掲げ、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、地域、教育関係者、事業者、町民の皆様方より一層のご理解とご協力が不可欠となりますので、引き続きお力添えを賜われますようお願いいたします。

最後に、本計画策定に関し、熱心なご議論・ご意見をいただきました大河原町男女共同参画推進審議会の皆様、男女共同参画アンケートにご協力いただいた皆様をはじめ、計画策定に関わっていただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて、ご理解とご協力を賜われますようお願いいたします。

令和7年1月

大河原町長 齋 清 志

大河原町男女共同参画基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の基本理念	2
5 計画の構成	2
6 計画と SDGs(持続可能な開発目標)	2
7 社会環境の変化	3
8 基本目標の設定	4
9 計画体系	5

第2章 大河原町の現状

1 人口の推移	6
2 世帯形態と就業状況	8
3 多様な分野での男女共同参画の現状	10
4 男女共同参画に関するアンケート結果	11

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現	13
基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現	16
基本目標 3 学校教育（幼児教育）における男女共同参画の促進	19
基本目標 4 職場における男女共同参画の実現	21
基本目標 5 防災における男女共同参画の推進	23

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	25
2 計画の目標指標	26

資料編

1. 男女共同参画基本計画の策定経過	27
--------------------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例に基づき、令和3年3月に宮城県男女共同参画基本計画(第4次)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。本町においても、第6次大河原町長期総合計画・後期基本計画の中で、地域共生社会の進展に向けて男女共同参画推進を位置づけています。

しかし、男女共同参画の取組は少しずつ広がってきていますが、固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が地域全体に浸透しているとは言えない状況です。こうした状況を踏まえ、地域社会・家庭・教育・職場・防災などの分野でそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野で参画を進めるための指針とする大河原町男女共同参画基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は次の位置づけにより策定しました。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)「大河原町長期総合計画・後期基本計画」及び「大河原町女性活躍推進特定事業主行動計画」など、関連する個別計画との整合性を図り策定した計画です。
- (5)国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)」との調和を考慮し、策定した計画です。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

4. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法に基づき、次の4つの視点を重視します。

- (1) すべての人の人権の尊重
- (2) 男女共同参画の視点に立った制度又は慣行の見直し
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会・家庭・教育・職場・防災などあらゆる場でその能力を発揮し、心身と社会が健康で幸福な状態が継続できるまちになることを目指すため、

男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまち

を基本理念に掲げ、男女共同参画の実現に努めます。

5. 計画の構成

第1章では基本計画の基本的な考え方を、第2章では町の現状を、第3章では男女共同参画推進のための施策を、第4章では基本計画の推進体制を示しました。

第3章においては、男女共同参画実現のための施策をより分かりやすくするために、地域社会、家庭生活、学校教育（幼児教育）、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標指標を掲げ、施策の方向性を示しました。

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 大河原町の現状

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

第4章 計画の推進

6. 計画とSDGs（持続可能な開発目標）

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの17のゴール（目標）のうち、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に主に関連します。ほかにも「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」などの実現にも関係してきます。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標達成に貢献することにつながります。



7. 社会環境の変化

男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を意識しながら対応を図っていきます。

人口構造・世帯構成の変化

- 人口減少・少子高齢化の急速な進行
- 核家族化・ひとり暮らしの増加
- 未婚化・晩婚化の傾向
- 若年者、特に女性の大都市圏への流出

働き方・暮らし方の多様化

- 女性の就労意向の高まり・就業率の上昇
- 正規雇用と非正規雇用の格差の問題
- 長時間労働の社会問題化と働き方改革

人生100年時代の到来

- 性別や年齢にとらわれず生涯にわたり活躍する社会
- 人生100年を見据えたライフプラン・経済的自立
- 社会保障・老々介護・8050問題

デジタル化の進展

- AI、ビッグデータ、ロボットなど未来技術の普及
- 未来技術による地域課題の解決に向けた動き
- ICT発達や感染防止に伴う在宅ワークの普及
- 情報格差の拡大

個性・多様性を認め合う社会

- 性的マイノリティ(LGBTQ+※)への意識・理解の高まり
- 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

男女共同参画を取り巻く社会環境の変化

暴力などへの問題意識

- 様々なハラスメント、DVなどに対する意識の高まり
- SNSなどを通じた告発・社会運動や被害の拡大・多様化

頻発する大規模災害

- 自助・共助の重要性
- 災害対策、避難生活における性別に配慮する視点の重要性
- 災害時における支援が必要な人への深刻な影響

※セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を代表するレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの5つの頭文字を取った言葉に、他の性のあり方「+ (プラスアルファ)」を付けた通称。

8. 基本目標の設定

基本理念の実現に向け、男女共同参画社会基本法の視点を重視し、本町の計画策定においては5つの基本目標を設定します。

基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現

地域社会の多くの場面において、男女共同参画の認識や理解が浸透していない状況が見られます。固定的性別役割分担意識や固定観念は地域社会の中に根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や地域活動での役職への参画などで低水準となっており、女性ならではの視点や活動分野を狭める要因になっています。男女が平等に尊重し対等な関係を築くうえで、DVや性暴力、ハラスメントなどの人権侵害の抑制なども含め、男女共同参画の視点に立った社会づくりが求められています。

基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現

共働きが増える中、依然として家庭生活における家事、育児等では、男女間の負担割合に開きがあり、より多くの家事等を女性が担う傾向があります。家庭内で男女が共に協力しながら家事や育児等の分担ができるよう、男女の意識の向上、男性の家庭参加の取組が求められています。また、子育て支援、健康保持増進の支援など社会的支援体制の充実も必要とされています。

基本目標 3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現において、これから人権尊重を基盤とした男女が平等である意識を形成していく子どもたちへの教育は極めて重要な役割を担っています。将来を見越した働き方、暮らし方を描くキャリア教育、性に関する理解など、あらゆる学びの場に男女平等教育の充実が求められています。

基本目標 4 職場における男女共同参画の実現

女性の社会進出が進む中で、賃金や昇進などの男女格差や、女性や若年層を中心とした非正規雇用の解消、また家事・子育て・介護等家庭と仕事の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が共に働きやすい環境とともに、女性が就労の場で十分に能力が発揮できるような環境づくりが求められています。

基本目標 5 防災における男女共同参画の推進

地震や水害など防災及び災害時における対応について、あらゆる場・組織での女性の参画が必要とされています。避難所等、男女のニーズの違いの配慮など男女共同参画の視点を取り入れた災害時の対応など、今後の防災施策に女性の意見及び考えを反映できる体制づくりが求められています。

9. 計画体系

	基本目標	具体的な施策	主な取り組み
基本理念 男女ともに活躍し合う笑顔続く Well-being なまち	基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現	1. 政策・方針決定過程への女性参画の推進	①審議会等委員及び町職員管理職への女性登用の推進 ②女性の参画・登用に関する事業者・団体等に対する働きかけ
		2. 男女共同参画社会に関する普及・啓発	①男女共同参画に関する普及・啓発 ②町職員等の男女共同参画に関する理解の推進 ③人権及び男女共同参画に関する相談窓口の周知
		3. あらゆるハラスメントの根絶	①ハラスメントの根絶及び発生防止の意識啓発 ②虐待などの被害者等からの相談対応及び関係機関との連携強化
		4. 地域活動における男女共同参画の促進	①地域活動への男女共同参画の促進と支援
	基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現	1. 共に築く家庭生活のための意識啓発	①互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発
		2. 育児及び介護に関する社会的支援の充実	①多様な子育て支援の充実及び支援体制の整備 ②介護を地域で支える制度及び相談・支援体制の整備
		3. 生涯を通じた心身の充実	①ライフステージに応じた健康の保持・増進の支援 ②妊娠・出産期における母子の健康の確保・支援
	基本計画3 学校教育（幼児教育）における男女共同参画の促進	1. 男女共同参画教育の理解・促進	①人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した学習の推進 ②保育士及び教職員、保護者等への男女共同参画に関する理解の促進
		2. キャリア教育の推進	①キャリア形成のための支援
		3. 心と体の健康づくりへの教育支援	①心身の健康を保つ学校保健の充実
	基本目標4 職場における男女共同参画の実現	1. 職場における女性参画の促進	①ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及・啓発
		2. ワーク・ライフ・バランスの推進	①仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発 ②育児・介護休業制度の普及・啓発
		3. 農林業、自営業における女性の経営参画の促進	①女性の経営参画を促進するための意識啓発 ②家族経営協定の普及・促進
	基本目標5 防災における男女共同参画の推進	1. 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進	①防災会議等へ女性登用の推進 ②防災関係団体との連携及び取組強化
		2. 地域防災関係活動への女性人材参画の促進	①女性の視点を取り入れた防災の推進

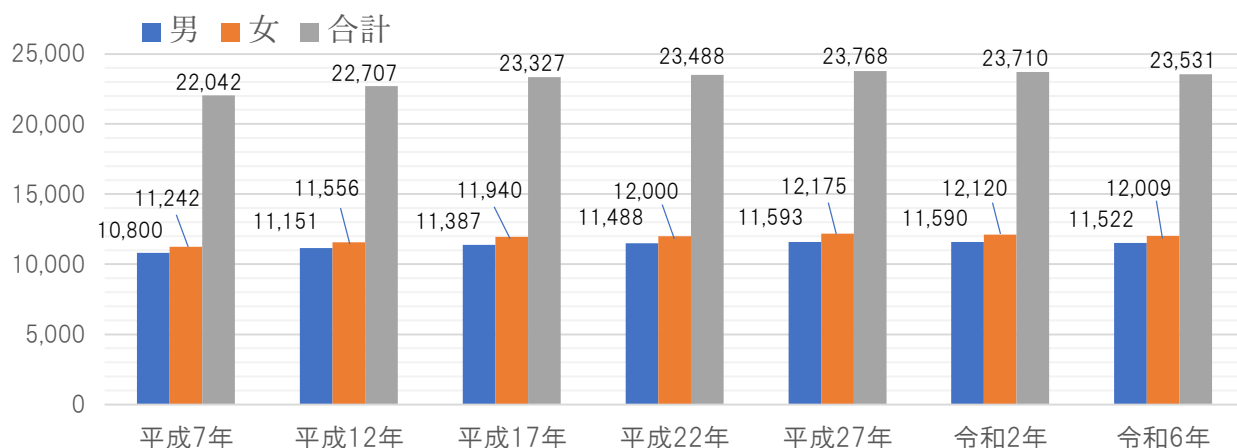
第2章 大河原町の現状

1. 人口の推移

(1) 大河原町の人口

本町の人口は、区画整理や住宅開発等により住宅地が拡大し人口が増加してきましたが、平成26年の人口23,774人をピークに人口減少に転じ、以後、減少が続いています。

(各年1月1日、単位：人)



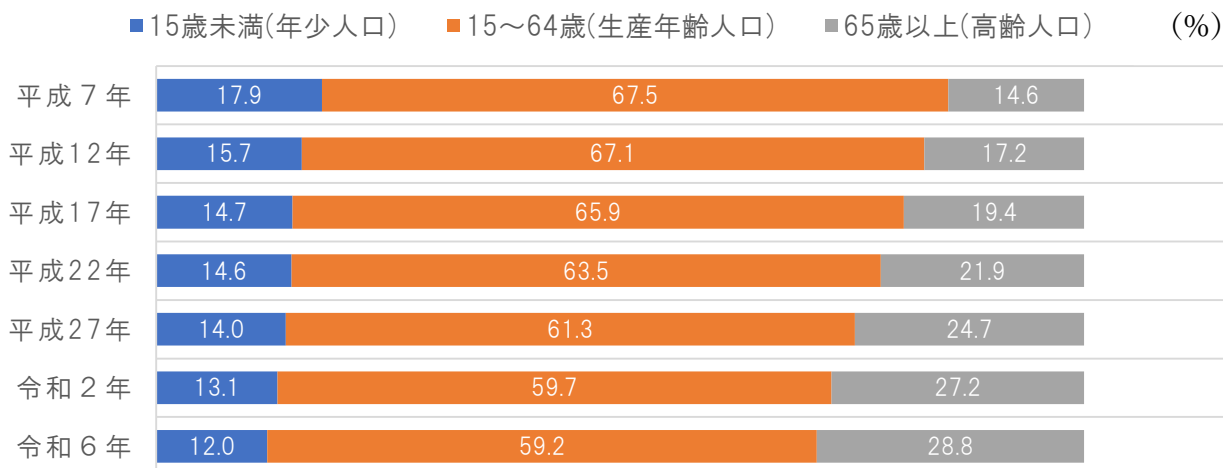
大河原町住民基本台帳より

(2) 大河原町の年齢階層別(15歳未満・15～64歳・65歳以上)人口推移

本町の年齢階層別(3区分)人口構成比については、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合が減少する一方、65歳以上の割合が年々増加し、確実に高齢化が進んでいます。

(各年1月1日、単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
15歳未満	3,939	3,574	3,437	3,442	3,329	3,108	2,819
15～64歳	14,875	15,240	15,373	14,910	14,575	14,149	13,935
65歳以上	3,228	3,893	4,517	5,136	5,864	6,453	6,777
合計	22,042	22,707	23,327	23,488	23,768	23,710	23,531



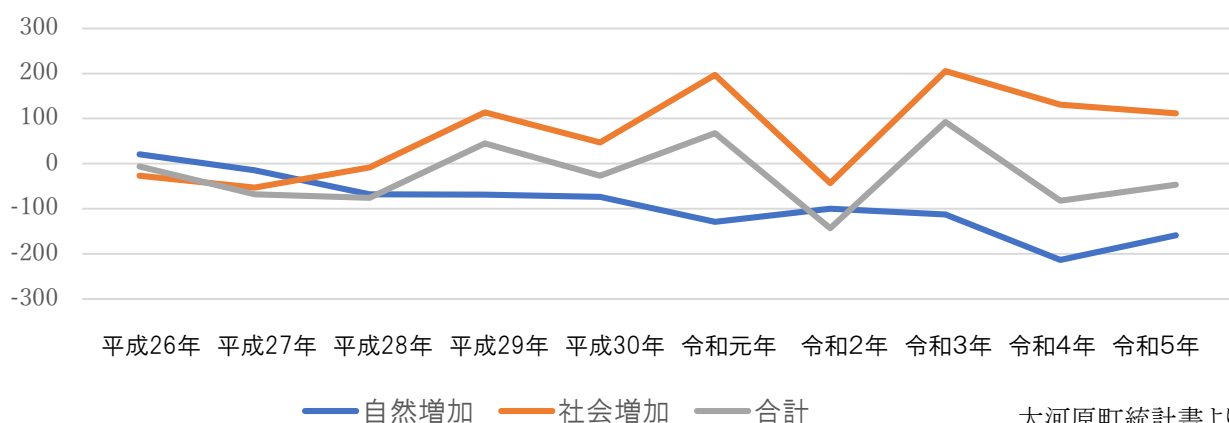
大河原町住民基本台帳より

(3)大河原町の人口の自然動態及び社会動態(近年10年間)

本町の人口動態については、10年前では出生と死亡の人数に差がない状態でしたが、令和に入り新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数が少なくなり自然減が続いています。一方、町内で住宅を取得する町外からの転入世帯が多く、社会増が続いていることから人口減少の緩和につながっています。

(単位:人)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
自然増加	21	△15	△68	△69	△74	△129	△100	△113	△213	△159
社会増加	△27	△53	△8	114	47	197	△43	206	131	112
合計	△6	△68	△76	45	△27	68	△143	93	△82	△47

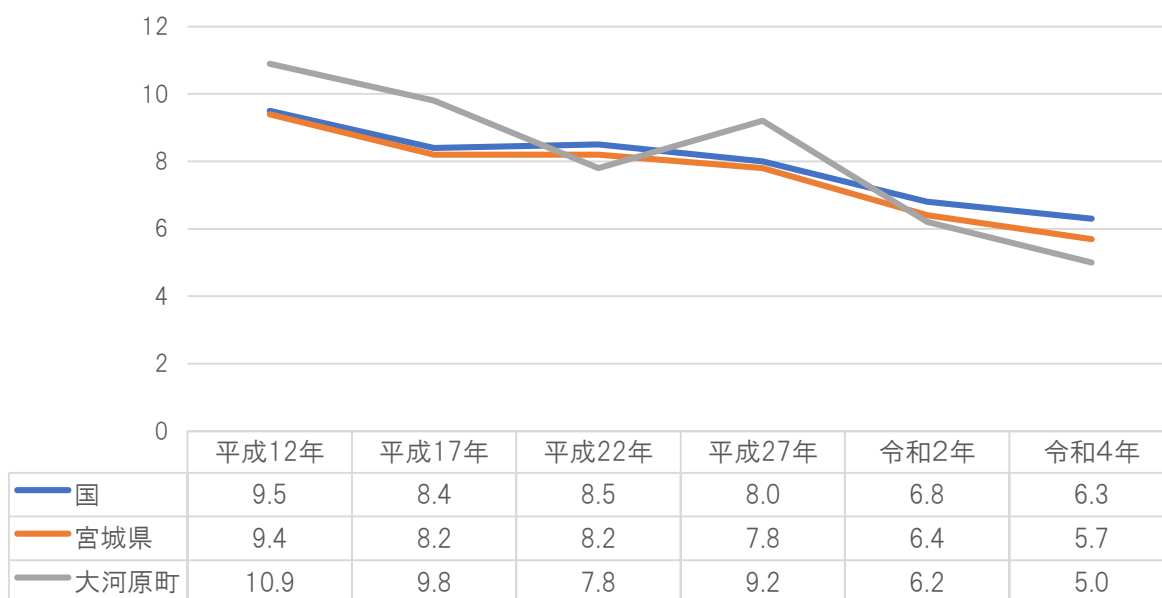


大河原町統計書より

(4)大河原町の出生率(0歳児/人口・人口1,000人あたりの出生率)

本町の出生率については、20年前ぐらいには国や宮城県(以下「県」という。)の平均出生率を上回っていましたが、令和2年で出生率が6.2と下回り、令和4年で国や県を大きく下回る5.0と下降し続けています。令和5年においても、出生率5.0と同数値であり改善が見込めていない状況です。

(毎年1月1日現在・単位:%)



大河原町統計書より

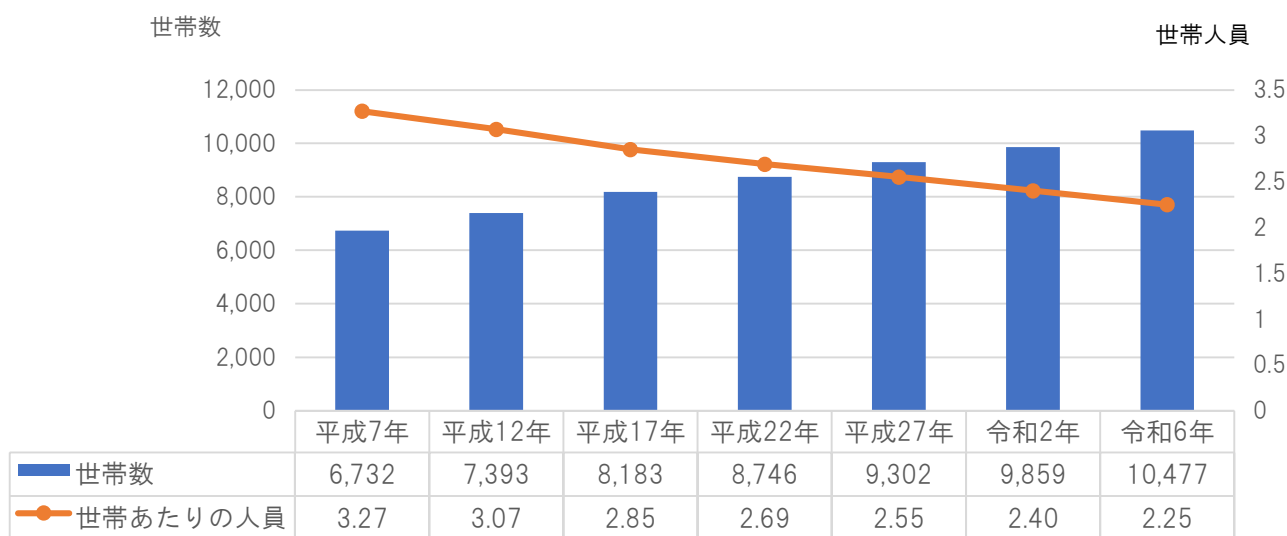
2. 世帯形態と就業状況

(1) 大河原町の世帯数及び一世帯当たりの平均人員の推移

本町の住民基本台帳における世帯数は、平成27年と令和6年を比較すると1,175世帯が増えています
が、その期間、人口は減少しています。単身世帯の増、世帯分離の増などの要因が考えられます。

一世帯当たりの平均人員は、平成7年の3.27人から令和6年2.25人へと減少し続けています。

(各年1月1日、単位：世帯・人)

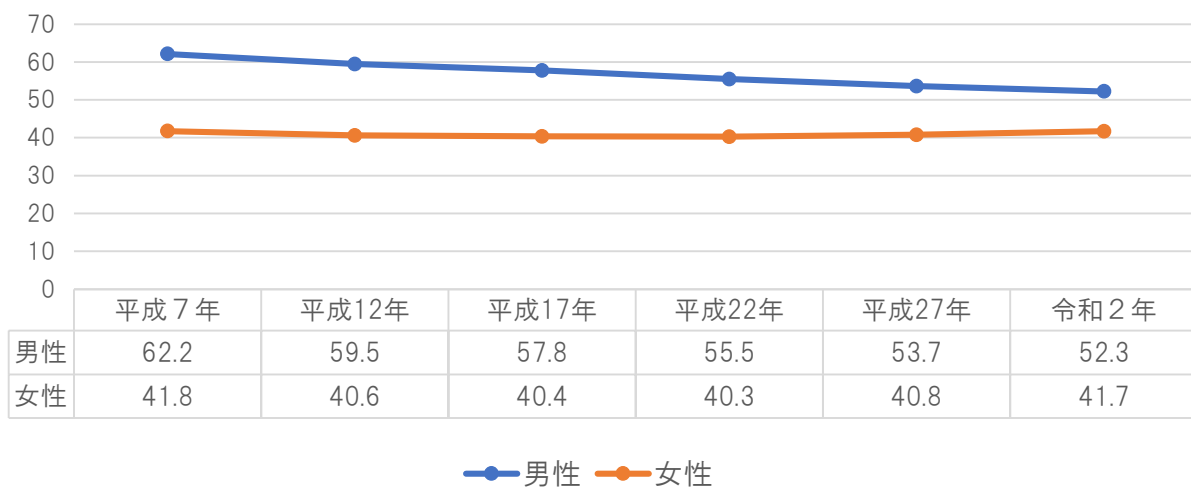


大河原町住民基本台帳より

(2) 大河原町の就業率の推移

本町の男女の就業率について、平成7年では男性の就業率に対し女性の就業率が20%以上低い状態でしたが、令和2年ではその差が約10%に縮まっていることがわかります。女性の社会進出が顕著に見受けられるというよりは、男性の就業率が下降し続けていることが要因のようです。

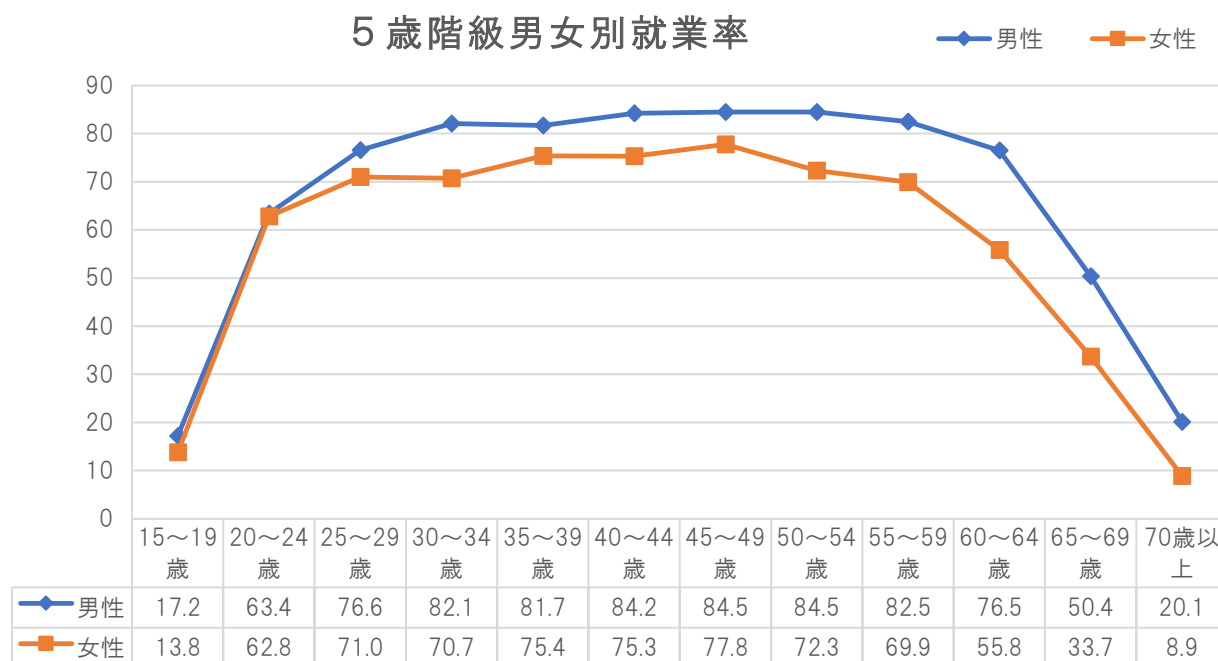
(単位：%)



国勢調査より

本町の男女別の就業状況は、20代前半まで男女とも同じような就業率をたどっていますが、男性と比較し、20代後半から女性の就業率に差が出てきています。結婚・出産・子育てなどによる離職と思われますが、その後、子育て期間においても女性の就業率が40代まで横ばいとなっており、再就職が進まず、就業率に男女差が生じています。

(単位: %)

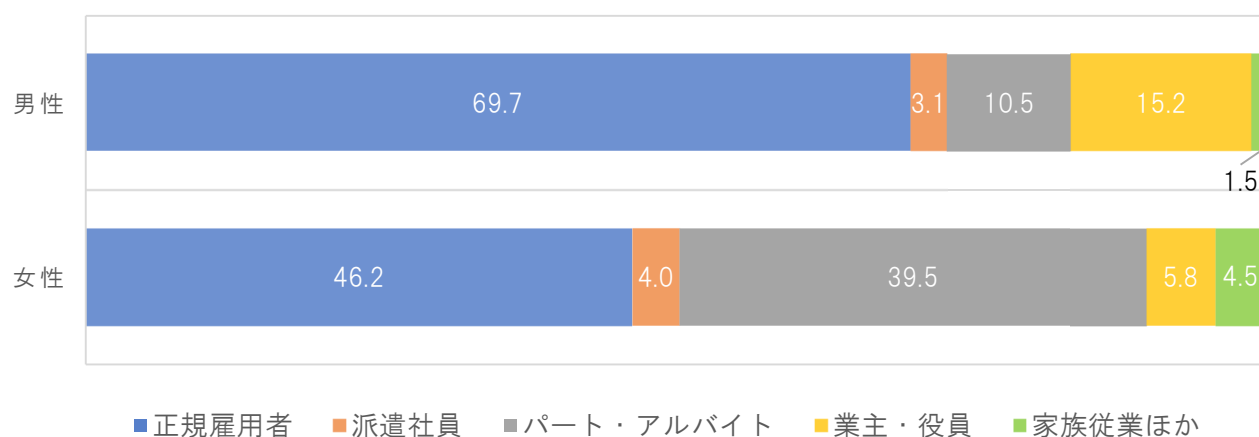


令和2年国勢調査より

(3) 大河原町の就業者の従業上の形態

本町の就業者の従業上の形態について、男性の約7割が正規雇用者に対し、女性の正規雇用者の割合は 46.2%になっています。また、女性の約4割がパート・アルバイトで従事している状況にあります。

(単位: %)



令和2年国勢調査より

3. 多様な分野での男女共同参画の現状

①各種審議会等の女性委員の割合

(令和6年4月1日現在)

	審議会等の数	委員等の数	うち女性委員の数	女性委員の割合	女性委員のいない審議会等の数
各種審議会等	24	223 人	63 人	28.3%	4

※令和6年4月1日現在、宮城県内市町村の各種審議会等の女性委員の割合は 29.5%となっています。

②各分野における女性の割合

(令和6年4月1日現在)

	全体数			県内市町村における女性の割合
	全体数	うち女性の数	女性の割合	
議会議員	15 人	1 人	6.7%	17.1%
行政区長	42 人	2 人	4.8%	6.1%
役場管理職	24 人	9 人	37.5%	23.9%
役場一般職員	193 人	93 人	48.2%	47.0%
小中学校 PTA 会長	5 人	2 人	40.0%	22.9%
小学校管理職	9 人	2 人	22.2%	24.4%(R5)
中学校管理職	6 人	0 人	0%	17.2%(R5)
商工会会員経営者	565 人	70 人	12.4%	－
消防団員	249 人	7 人	2.7%	2.9%(R5)
町助成による地域防災士 (防災介助士)資格取得	36 人	11 人	30.6%	－
防災会議(①再掲)	21 人	1 人	4.8%	13.5%
まち・ひと・しごと創生会議 (①再掲)	13 人	2 人	15.4%	－
空き家等対策協議会 (①再掲)	9 人	1 人	11.1%	－
農業振興促進協議会 (①再掲)	13 人	1 人	7.7%	－
都市計画審議会(①再掲)	10 人	0 人	0%	－
文化財保護委員(①再掲)	5 人	0 人	0%	－

※(①再掲)表示は、女性の割合が少ない審議会等を表したもので、各種審議会等全表記は資料編に掲載しています。

男女共同参画に関するアンケート調査結果

男女共同参画とは、「女性」や「男性」というイメージにあてはめることなく、家庭や職場、地域において、男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮することで、豊かで幸せな人生につなげていくための社会づくりを言います。国や県が進める男女共同参画社会促進の施策を踏まえ、本年度、本町では「大河原町男女共同参画基本計画」の策定作業を進めています。その一環として、町内小学生保護者及び事業所に「男女共同参画に関するアンケート」を実施しましたので、主に小学生保護者分についてご紹介します。

○男女共同参画に関するアンケート

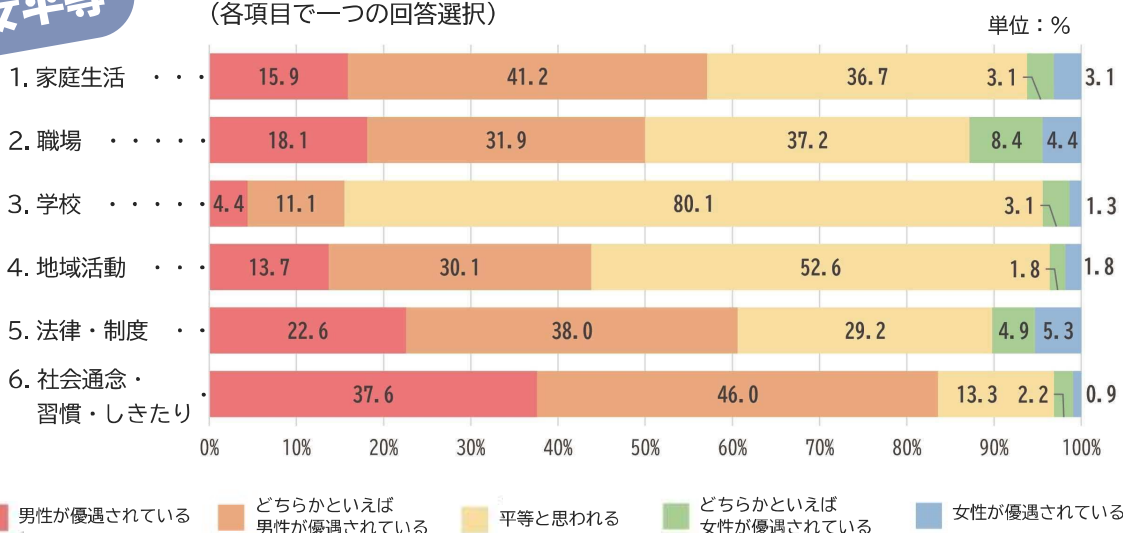
- ・実施期間 令和6年5月1日～6月7日（郵送及びオンライン回答）
- ・回収結果 小学校3・4年生保護者403人に配布し226通回収（回収率56.1%）
商工会登録事業所551社に配布し83通回収（回収率15.1%）



○小学生保護者アンケート（回答者226人 属性：女性90.3%・男性9.7%、30代42.0%・40代54.0%ほか）

男女平等

(1) あなたは男女平等についてどのように感じていますか？ （各項目で一つの回答選択）



学校及び地域活動では男女平等との回答が多くありましたが、その他の項目では女性より男性が優遇されているとの回答が多くありました。特に、社会通念・習慣等で男性が優遇されていると感じている割合が大きくなっています。

家庭

(2) 次にあげる事項について、あなたはどのように考えますか？（回答者226人）

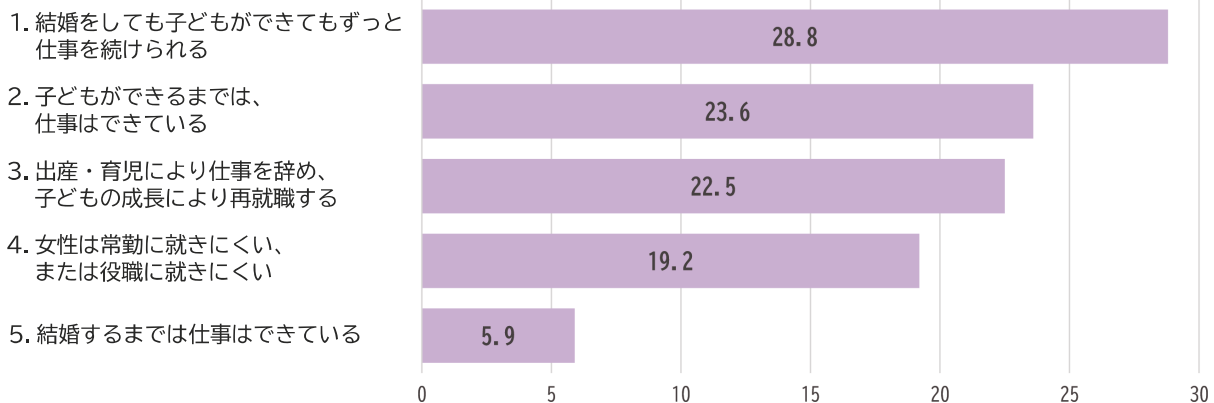
設問	思う	どちらともいえない	思わない
1. 男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい	17.3%	29.2%	53.5%
2. 家事等について、夫婦間で分担を話し合い、お互いに協力している	63.7%	18.6%	17.7%
3. 女性の方が家事・育児等に携わる時間が男性より大幅に多いと感じる	89.4%	5.8%	4.8%
4. 男性が家事・育児等に携わることにに対し、男性の抵抗感をなくすことが大切	91.2%	5.3%	3.5%
5. 男性が家事・育児等に携わることにに対し、女性の抵抗感をなくすことが大切	77.0%	8.9%	14.1%
6. お子さんに「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方を意識している	22.1%	27.4%	50.5%

この結果から、男性だから、女性だからという観念にとらわれない傾向も見受けられますが、家事・育児等で女性の負担は重いままのようです。男女が家事・育児等に対して、それぞれ抱えている抵抗感をなくし、男性の家事・育児等に携わる時間を増やし、負担を分け合うことが大切であると多くのかたが考えています。

職場

(3) 女性の仕事について、現在の状況はどのような傾向にあると思いますか？ (選択は二つ。回答数 271)

単位：％



女性の働き方として、出産・育児により仕事を辞め、子育ての状況に合わせて再度仕事に就くケースも少なくないことが分かります。また、別の設問の「あなた（配偶者を含め）の職場では、仕事や待遇面で女性と男性の差別がありますか」では、226 人中 55 人のかたが「女性を低く差をつけている」と回答がありました。その理由として、「結婚・出産があると勤め続けにくい雰囲気がある」「賃金に差がある」「昇進、昇格に差がある」が上位にあがっていました。

○職場で休業制度を活用したことがある方（226 人中男女かわらず活用した人数）

・育児休業制度 116 人（51.3％） ・看護休暇 106 人（46.9％） ・介護休暇 7 人（2.7％）

男女雇用機会均等法が施行されていますが、事業所規模や経営状況により、女性の雇用内容や働き続けられる環境は各々違うようであり、結婚・出産・育児により離職することも少なくなく、家事・育児だけでなく家庭と仕事に関わることにしても女性に環境変化が求められるなど負担がかかっていることが伺えます。

課題が多くある一方、女性の社会活躍も進んでおり、各分野で女性の視点を活かした共同参画が広がっています。男女のこれまでの固定的な役割分担意識を払しょくすることで、男女共同参画社会が築かれ、個性や能力が発揮されていくものと考えます。最後に、「女性の社会参画」「町に希望する施策」の設問に対する回答結果をご紹介します。

町に希望する施策

「男女共同参画社会の促進として、町に希望する施策はどんなものがありますか」（複数選択）に対し、以下の回答が多くありました。

- (1) 保育施設・サービスや子育て支援を充実する。
- (2) 就労における男女の機会均等の働きやすい環境の整備を進める企業を支援する。
- (3) 労働時間の短縮や休暇の取得、テレワーク制度の普及など働き方の見直しを啓発する。
- (4) 男女共同参画の視点から、各分野における男女の慣習の見直しや啓発を進める。
- (5) 男女平等の視点に立った教育や学習を進める。



女性の社会参画

「女性の参画やリーダーが増え、政策や経営の方針等に関わる機会が増えることで、どのような影響があると思いますか」（複数選択）に対し、以下の回答が多くありました。

- (1) 男女問わず優秀な人材が活躍できる。
- (2) 男女問わず仕事や家庭の両方を優先しやすい社会になる。
- (3) 多様な視点が加わることで、新たな価値や商品・サービスが創造される。
- (4) 女性の声が反映されやすくなり、男女平等の環境が進む。

アンケートにご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

問合せ先▶ 政策企画課企画振興係（役場 2 階①番窓口） ☎ 0224-53-2112

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現

1 政策・方針決定過程への女性参画の推進

① 審議会等委員及び町職員管理職への女性登用の推進

町政策に係る方針・評価に対し女性の意思及び意見を公正に反映させるため、審議会等委員及び町職員管理職への女性登用を推進します。

現状と課題

- ・審議会等委員の女性の構成比率は 28.3%となっており、男性に偏る傾向が依然として見られます。
- ・令和6年4月現在において、町職員の女性の割合は 47.0%であり、管理職の女性の割合は 37.5%と、これまでで一番高い状態となっています。女性活躍推進法に基づく町特定事業主行動計画による管理職への女性登用の継続を図ります。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1 (以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
審議会等委員への女性登用の推進	審議会等委員の改選時に、女性委員の登用を進めます。	審議会等委員の女性割合 R6 28.3% ⇒R11 35.0%	全課
町管理職への女性登用の推進	男女に隔たりなく、職員の能力や経験、意欲等を踏まえた管理職への登用を進めます。	町管理職の女性割合 R6 37.5% ⇒R11 40.0%	総務課

② 女性の参画・登用に関する事業者・団体等に対する働きかけ

事業者・団体等が女性の参画・登用を拡大していくことで、経営や地域の多様化する課題・ニーズへの対応力につながることを目的として、普及を図ります。

現状と課題

- ・女性の活躍の場が広がっているものの、経営や意思決定過程への女性参画はいまだ低水準となっています。
- ・社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが不可欠であることを啓発していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
事業者・団体等への女性の参画・登用の働きかけ	経営や意思決定過程に、男女共同参画の視点と女性の参画・登用を重視することを県と連携し啓発します。	女性の参画・登用の事例紹介 R6 未実施 ⇒R11 年1回実施	政策企画課

2 男女共同参画社会に関する普及・啓発

① 男女共同参画に関する普及・啓発

男女共同参画基本計画を策定し、各分野における施策を展開することで普及・啓発を進め、全町的に男女共同参画社会の認識を深めます。

現状と課題

・女性の社会進出が進む中で、いまだ性別役割の固定的意識、性差による偏見や制度、慣行等は根強いものがあります。各所、男女平等・参画の取組はあるものの、地域社会、家庭、学校教育、職場等で男女共同参画の意識が浸透しているとはいえない状況です。

・男女共同参画基本計画を策定し、各分野の計画的な推進、普及・啓発が求められています。また、本計画により、全体的な男女共同参画の普及・啓発に歩調を合わせ、県内全体の機運醸成につなげていく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画の普及・啓発	男女共同参画基本計画を基に、各分野において施策を展開することで、男女共同参画の普及・啓発を進めます。	男女共同参画基本計画の進捗管理 R6 計画策定⇒毎年度評価	各担当課

② 町職員等の男女共同参画に関する理解の推進

男女共同参画社会を理解したうえで、まちづくりの推進に取り組み、男女共に能力が発揮できるよう、男女共同参画を通じた環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・令和4年度に初めて男女共同参画の研修会を実施しましたが、ほか研修会を実施していません。
- ・町業務遂行において、男女共同参画社会の課題を身近に認識する必要があり、理解を促す場が求められています。
- ・男性比率・女性比率の高い部署があり、男女共同参画を踏まえた役場の職場づくりが求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画研修会等の実施	男女共同参画の認識を高める研修会及び情報提供を実施し、町職員等の資質向上を図ります。また、男女偏りの職員配置に努めます。	町職員等に対する男女共同参画研修会 R6 未実施⇒随時、研修会または情報提供を実施	政策企画課 総務課

③ 人権及び男女共同参画に関する相談窓口の周知

人権及び男女共同参画に関する問題の多様化に対して、対応が図れる相談窓口を広く周知します。

現状と課題

- ・ハラスメント、プライバシー侵害、差別、性的マイノリティ、DV、いじめ、虐待、インターネットによる誹謗中傷など、人権・男女共同参画に関わる問題は多岐にわたりますが、相談先の認知が進んでいない状況です。
- ・人権擁護に関する相談は人権擁護委員が窓口となっていますが、近年人権擁護委員の確保が難しくなっています。
- ・町内においては、男女共同参画に関する相談窓口が整備されていません。1町による相談対応はできない状況もあり、広域的な機関連携が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
人権・男女共同参画に関する相談対応	人権・男女共同参画各相談に対応する窓口・連絡先の周知を強化します。	人権・男女共同参画相談先の周知 R6 周知不足⇒R11 相談先を定期的に周知	町民生活課 政策企画課

3 あらゆるハラスメントの根絶

① ハラスメントの根絶及び発生防止の意識啓発

ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係を築く男女共同参画社会を阻害するものであることから、あらゆるハラスメントの根絶及び発生を防ぐための意識啓発を進めます。

現状と課題

- ・町内のハラスメント、相談の現況がつかめていません。また、ハラスメントの相談先が認知されていません。
- ・ハラスメント発生・防止に関する理解の取組がされておらず、町民が気軽にハラスメント講座や理解普及のイベントに参加できる情報提供や普及啓発が進んでいない状況にあります。
- ・介護や障害福祉の利用者が、サービス事業側または他利用者からハラスメントを受ける事案もあり、福祉全般で起こりうるハラスメントの対処法、防止に向けた対策が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
ハラスメント根絶に向けた意識啓発	ハラスメント相談の窓口の周知、ハラスメントの知識を深める研修会を住民及び事業者等に実施します。	ハラスメント抑制の啓発 R6 未実施⇒R11 相談先周知、研修会を実施	政策企画課 福祉課

② 虐待などの被害者等からの相談対応及び関係機関との連携強化

児童虐待や高齢者虐待等が増加傾向にあり、相談・通告への対応及び関係機関との連携強化を進め、要保護者への支援を進めます。

現状と課題

- ・町内の児童虐待通告件数が令和5年度で97件と年々増加しています。また、児童虐待が疑われる場合も被害者が声をあげられない場合もあります。
- ・町内の高齢者虐待通告件数が令和5年度で15件となっていますが、声をあげられない、相談先が分からない、被害の判別ができないなど、表面化してこない状況があります。
- ・県において、令和4年はDV及びストーカーに係る相談等約4,000件が寄せられています。本町においては、DV・性被害の令和5年度相談件数は14件となっています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
児童虐待に係る要保護児童対策地域協議会等との連携・対応	要保護児童対策地域協議会の関係機関に対し、定期的な会議や研修会を通じて連携を図り、被害者の相談対応及び対処に努めます。	協議会による関係機関連携 R6 協議会代表者会議年1回、実務者会議年3回、研修会年1回⇒R11 連携維持	子ども家庭課

高齢者虐待に係る相談先の周知	虐待の被害悪化を防ぐとともに被害者への早急な支援、対処につながるよう、相談先の周知とともに、関係機関との連携を強化します。	高齢者虐待相談先の周知 R6 周知継続 ⇒R11 関係機関連携により周知強化	福祉課
----------------	---	--	-----

4 地域活動における男女共同参画の促進

① 地域活動への男女共同参画の促進と支援

地域活動により、良好なコミュニティが維持できるよう女性参画を進め、男女が共に運営できる活動環境への支援及び情報提供を行うとともに、地域活動の担い手育成を促進します。

現状と課題

- ・地域活動において女性も多く参加していますが、行政区運営の役員は男性に偏っており、女性の意思が反映しにくい状況にあります。
- ・行政区によっては、コロナ禍による活動自粛の後、活動縮小及び担い手不足等も重なったことで活動の消滅が見られたため、男女共に協力し合う地域コミュニティの維持が求められています。
- ・地域内活動の担い手として、ジュニアリーダー、学校支援ボランティア、子ども会育成会等における人材育成を進めていますが、新たな地域活動が増えておらず、また男女共に担い手不足が課題とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域活動活性化に向けた女性参画及び支援	行政区運営や地区活動に助成を行うとともに、女性参画を促進し、新たなコミュニティの形成を支援します。併せて、男女共同参画の意識浸透を進める普及・啓発を進めます。	行政区役員の女性割合 R6 17.9%（確認可能な行政区資料に基づき） ⇒R11 25.0%	総務課 政策企画課
地域活動の担い手育成の推進	地域リーダー育成、人材活用、地域教育を進める講座を実施し、男女共に担い手の育成に努めます。	地域活動の担い手 R6 62人 ⇒R11 80人	生涯学習課

基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現

1 共に築く家庭生活のための意識啓発

① 互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発

家庭生活における性別の偏りやコミュニケーションの円滑化を図り、家事・育児等に協力し合いながら関わっていくよう、情報提供や意識の啓発を進めます。

現状と課題

- ・以前よりは家事・育児等について夫婦間等で分担し合っていますが、女性の方が家事・育児等に携わる時間が男性より大幅に多い状態は変わっていません。家事・育児等に対し、男性が携わることへの抵抗感、女性が男性に任せる抵抗感をなくす必要があります。
- ・子育てに関し、親として学び、男女共に理解し合うなどを目的とした講座を実施していますが、男性の参加者は少ない状況で男性を呼び込む工夫が必要です。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1(以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
家庭生活での男女共同参画の意識啓発	男性だから、女性だからという家庭内の価値観、アンコンシャスバイアス※の意識を見直し、家事・育児等に対し男女共に責任を担えるよう情報提供や啓発を進めます。	家事・育児等に携わる時間が男性より女性が大幅に多いと感じる割合(アンケート結果) R6 89.4%⇒R11 60.0%	政策企画課
家庭教育支援の講座実施	男女が支え合う家庭生活になるよう、子育てを始めとした講座を実施し、男性も参加しやすい学びの場を提供します。	家庭教育支援の講座 R6 3講座 ⇒R11 4講座	生涯学習課

※アンコンシャスバイアス:無意識の偏ったモノの見方。

2 育児及び介護に関する社会的支援の充実

① 多様な子育て支援の充実及び支援体制の整備

多様な課題のある妊産婦、子ども、子育て世帯に対する相談及び支援体制を整えることにより、誰一人取り残さない体制を整えます。

現状と課題

- ・多様な課題のある妊産婦、子ども、子育て世帯が増えています。すべての妊産婦、子ども、子育て世帯の一体的支援を目的に、町は令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。
- ・共働きやひとり親家庭を含め、多様な家庭を支援するサービスの選択肢を検討していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
妊産婦、子ども、子育て世帯の一体的支援	こども家庭センターを中心に子育てに関する相談・支援体制を整えるとともに、多様なニーズに合わせた事業展開を図ります。	こども家庭センターの相談体制(相談対応を可能とする体制) R6 事業開始 ⇒R11 720件(児童福祉170件、母子保健550件)	子ども家庭課

② 介護を地域で支える制度及び相談・支援体制の整備

介護状態になっても在宅で自分らしく暮らすための支援として地域包括ケアシステムの深化に努め、地域で支え合う環境づくりを推進します。

現状と課題

- ・町の高齢化率は令和5年で28.3%であり、高齢者のみの世帯及び独居高齢者が増えています。介護認定率は13.5%であり、介護者が増える中で介護の担い手は女性が多いものと捉えています。
- ・今後、介護や認知症の状態になる方が多くなることで、地域で支え合う体制や介護等にならないための健康づくりや通いの場の充実が求められます。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域包括ケアシステムの体制づくり	介護世帯の支援や相談、介護サービス調整、介護予防、介護家族支援など介護等を地域で支える体制を推進します。	地域包括ケアシステムの推進 R6 継続・深化 ⇒R11 体制充実	福祉課

3 生涯を通じた心身の充実

① ライフステージに応じた健康の保持・増進の支援

男女が共に生涯を健やかに過ごせるよう、健康診査、健康教室、健康相談等を通し、健康の保持・増進の支援に努めます。

現状と課題

- ・男女とも健康寿命は高くなっていますが、40歳～74歳までのメタボリックシンドローム該当者・予備群該当率が国や県より高く、特に男性の割合が高くなっています。健康教室等の参加者は女性が多く参加しています。
- ・生涯を通じ健康で自立した生活を送るためには、男女共に若い世代から自身の心身の健康に関心を持ち、健康状態に応じた健康づくりが必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
健康の保持・増進に向けた普及・啓発	自らの健康は自らが守るという意識を高め、健康教室、健康相談等を通し、正しい知識や必要な情報の普及・啓発を進めます。	特定健康診査(国保)受診率 R6 52.3%⇒R11 60.0%	健康推進課

② 妊娠・出産期における母子の健康の確保・支援

妊婦が安心して出産し、母子の健康を確保するとともに、子どもが心身ともに健やかに育つよう多面的な支援を進めます。

現状と課題

- ・出生数は年々減少している一方で、養育環境が整わないままの妊娠など、対象者が抱える問題が多様化し、支援が必要なケースが増加しています。
- ・健康的な妊娠・出産に向けた、男女に対する妊娠前からの健康教育の機会が少ない状態です。また、妊婦の夫(パートナー)に対してもアプローチの機会が少ない状態にあります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
妊娠・出産期の母子の健康確保の支援	妊娠・出産・子育てについて関係機関と連携し、適切な支援を実施します。 妊婦の夫(パートナー)へのアプローチの検討、中学校への思春期健康教育を拡大します。	妊娠・出産期等面談率及び訪問率 R6 99%⇒R11 100%	子ども家庭課

基本目標3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

1 男女共同参画教育の理解・促進

① 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した学習の推進

人格形成期にあたる子どもたちに対し、人権尊重を基盤とした男女平等に係る意識の醸成が図れるよう、学習の場を確保します。

現状と課題

- ・保育所等は、子どもの生き方、考え方に大きな影響を与える場であることから、男女平等の理念に基づいて接することが必要となっています。しかし、家庭における男女に対する子どもの価値観も踏まえながら進める難しい面もあります。施設内でも、男女で体操服の色が異なることで性別に区別をつけている状況もあります。
- ・小中学校とも、道德の授業を通して人権及び男女共同参画に関する学習を行っています。
- ・人権及び男女共同参画の意識の醸成は学習指導要領に沿って進めていますが、教職員において、また児童生徒間で性差別が生じていないか、不公平感が生じていないかなど、日常生活全般にまでいかに広められるかが課題となっています。

●施策の方向性

[R6]=R6.4.1、[R11]=R11.4.1(以下同様)

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
幼児教育による人権及び男女共同参画の意識醸成	性別による分け隔てのない幼児教育の推進を図るため、男女平等の視点に立った意識が身につくよう進めます。	性別に偏らない教材や遊具への配慮 [R6] 実施 ⇒[R11] 体制充実	子ども家庭課
町内学校教育による人権及び男女共同参画の意識醸成	人権尊重を踏まえた男女平等の意識を、道德の時間のほか学校生活全般で学びの場を確保します。	人権・男女共同参画を反映した留意項目数 [R6] 5項目⇒[R11] 10項目	教育総務課

② 保育士及び教職員、保護者等への男女共同参画に関する理解の促進

子ども一人ひとりの多様性を認め合うために、身近な保育士及び教職員、保護者等に対し男女共同参画を理解する機会を作り、意識の啓発を促進します。

現状と課題

- ・男女平等の考えは、幼少期からの生活により形成されるものであり、身近な大人からの影響が大きいとされています。児童一人ひとりの多様性を認め合うためには、身近な大人が男女共同参画を理解する機会が必要とされています。
- ・学びの機会、養育の場において、関わる大人も長年にわたり刷り込まれた固定的性別役割意識やアンコンシャスバイアスがあることから、現代の男女共同参画に合わせ、自己の意識改革が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
保育士・保護者等に男女共同参画の理解普及	保育士及び幼児の保護者を対象に、男女共同参画の視点を踏まえた学習の機会を作り、理解普及を進めます。	保育士・保護者への情報提供 [R6] 未実施⇒[R11] 随時情報提供	子ども家庭課

教職員・保護者等に 男女共同参画の理 解普及	教職員及び児童生徒の保護者を対象 に、男女共同参画の視点を踏まえた学 習の機会を作り、理解普及を進めます。	教職員・保護者への研修会 及び情報提供 R6 未実施 ⇒R11 年1回	教育総務課
------------------------------	---	--	-------

2 キャリア教育の推進

① キャリア形成のための支援

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路や職業を選択する能力を身につけ、幅広い分野でその能力や個性を発揮できるようキャリア教育を推進します。

現状と課題

- ・文部科学省の方針に沿い、「学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる『主体的な学び』の推進」に取り組んでいます。
- ・小中学生が性別にかかわらず進路や職業を選択することを目指し、職業と学校での学びとの関連を紹介するための『『主体的な学び』を実現する授業の在り方』（冊子）を作成しています。
- ・中学生において就業体験の実施、志教育講演会（職業人講話）など、職業や働くことの理解、自分の将来像を思い描ける機会を設けています。
- ・多様な進路や職業を紹介していますが、実際の労働環境や働きがい等への理解を深める機会も求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
進路・職業の選択能力を高めるキャリア教育	児童・生徒の一人ひとりが、将来の進路や職業を選択する自立性を促すキャリア教育を進めます。	キャリア教育に要する時間 R6 中学2年生で年12時間 ⇒R11 中学2年生で年15時間	教育総務課

3 心と体の健康づくりへの教育支援

① 心身の健康を保つ学校保健の充実

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校保健において健康や性に関する理解及び適切な身体管理について、発達段階に配慮しながら取り組みます。

現状と課題

- ・小学校では心身の健康に触れ、中学校の保健体育の時間では心身の健康と性に関する正しい知識を学ぶ時間を設けています。
- ・学校内で、心身の健康、性に関する知識、情報の捉え方に加え、性的指向※や性的自認※等の多様性の理解、またDVやストーカー等被害防止などを踏まえた男女を取り巻く現状の認識が必要とされています。

※「性的指向」：恋愛対象が誰であることを示す概念。対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

※「性的自認」：性別に関する自己意識。性的指向とは異なる。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
健康・性に関する学校保健の充実	心身の健康、性に関する知識・情報について、特に性に関する多様性、性犯罪を含め、児童・生徒が正しく理解できるよう、適切な教育を推進します。	健康・性に関する保健の授業時間 R6 中学校で年2時間 ⇒R11 中学校で年4時間	教育総務課

基本目標4 職場における男女共同参画の実現

1 職場における女性参画の促進

① ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及・啓発

職場における男女の均等な雇用の機会と待遇確保とともに、女性の地位向上などポジティブ・アクションの普及・啓発を図ります。

現状と課題

- ・男女雇用機会均等法が施行されていますが、賃金や昇進において男女間の格差があります。女性や若者を中心に非正規雇用が多く、女性参画が進んでいない現状です。
- ・職場の女性参画は、事業規模や経営内情により体制が取りにくく、また1町による取組は限定的です。県全体として、男女雇用機会均等法同様、男女共同参画の理解・啓発が必要です。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1（以下同様）

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女雇用機会均等法の理解・啓発	男女雇用機会均等法及び職場の女性参画について、県と連携しながら啓発を図ります。	男女雇用機会均等法の理解・啓発 R6 未実施 ⇒R11 県と連携し実施	商工観光課

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展する中で、多様で柔軟な働き方が選択できるよう事業所に対しワーク・ライフ・バランスを啓発します。

現状と課題

- ・仕事と家事・育児・介護等の調和に関する職場の体制については、事業所によって異なります。
- ・子育て・介護による仕事と生活の調和に対し、長時間労働の抑制、テレワークなど多様な働き方が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と家庭生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスに向けた働き方の見直しを、各種支援制度の情報提供を含め県と連携し事業所に啓発します。	ワーク・ライフ・バランスの啓発 R6 未実施 ⇒R11 県と連携し実施	商工観光課

② 育児・介護休業制度の普及・啓発

仕事と育児・介護のバランスがとれた生活を送れるよう、育児・介護休業制度の利用に関して普及・啓発を進めます。

現状と課題

- ・町内事業所及び住民の育児・介護休業制度の取得状況は把握していない状況です。
- ・産後の生活状況の聞き取りでは育児休業制度の利用は圧倒的に女性が多いとされていますが、様々な事情で育児休業制度を利用しないケースや、出産または育児を機に離職される場合があります。
- ・育児休業後の職場復帰しやすい環境の整備、支援が求められています。
- ・介護においても、介護をする家族は女性が多いとされていますが、中には介護に専従することにより離職される場合もあります。
- ・近年、男性の育児休業の利用も増えていますが、勤務先の理解や家計的に利用が難しい面もあり、また事業規模、職種によっても差が見られます。介護休業制度の利用は育児休業制度利用数の約20分の1となっています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、子育てや介護を支える社会的基盤の充実も重要であり、保育ニーズ、介護ニーズへの対応が求められています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
育児休業制度利用の普及・啓発	育児休業制度が利用しやすい職場体制に向け、また男性の制度利用を促進する社会的機運をつくるために、県と連携し制度の普及・啓発を進めます。	育児休業制度取得率(宮城県) R6 女性94.5%、男性40.7% ⇒R11 男性85.0%(政府目標)	商工観光課
介護休業制度利用の普及・啓発	介護休業制度が利用しやすい職場体制に向け、県と連携し制度の普及・啓発を進めます。	介護休業制度の取得人数(宮城県) R4 女性18人、男性11人 ⇒R11 女性30人、男性20人	商工観光課

3 農林業、自営業における女性の経営参画の促進

① 女性の経営参画を促進するための意識啓発

様々な産業・分野において、女性が経営及び方針決定過程に参画することで、積極的なニーズ対応や地域産業の活性化につながる意識の啓発を推進します。

現状と課題

- ・農林業、商工自営業において女性参画の詳細は把握していませんが、女性農業者が経営に関与している場合に農産物販売金額等の伸び率が高いデータがあります。また、商工会加盟事業所代表者の女性割合は約12.4%になっています。
- ・女性の労働が重要な役割を果たし、適正な評価のもとに経営へ参画することによって、女性の個性と能力が発揮できることについて、啓発していく必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
女性農業者の経営参画の促進	女性農業者の個性と能力が発揮できるよう、経営参画のメリット、取組例等を紹介・啓発します。	女性農業者の経営参画の啓発 R6 未実施 ⇒R11 年1回実施する	農政課

女性商工自営業者等の経営参画の促進	女性の経営参画、または女性商工自営代表者数が増えるよう、女性の視点を活かした経営利点、取組例を紹介・啓発します。	商工会会員の女性経営者数 R6 70事業所⇒R11 85事業所	商工観光課
-------------------	--	------------------------------------	-------

② 家族経営協定の普及・促進

農業の共同経営者として女性の地位や権限を確立するため、家族経営協定※の普及・促進を進めます。

現状と課題

- ・農林業、商工自営業において、従事する女性の仕事と家事が区別しにくく、経営上の位置づけなど経済的地位があいまいな傾向にあることから、男女が対等な立場で働くための環境づくりが求められています。
- ・家族経営協定締結の農家経営体数は全国で約6万件ですが、本町では3件であります。女性の仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するには有効ですが、協定の重要性が認識されていない状況があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
家族経営協定の締結促進	農業経営における女性の役割・地位の明確化、労働の適正評価を進める家族経営協定の締結を促進します。	家族経営協定数 R6 3件⇒R11 7件	農政課

※家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

基本目標5 防災における男女共同参画の推進

1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進

① 防災会議等へ女性登用の推進

男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していけるよう、女性の視点を大切に多様な人材の参画を推進します。

現状と課題

- ・防災の関心が高まる中、防災分野の女性ニーズの比重も高まっています。しかし、防災施策の方針等を決める防災会議の委員は21人中女性が1人に止まっており、地域防災や避難所運営等対応について男性目線の考えが多くなっています。
- ・防災会議委員は各団体からの推薦や役職等により選任されることから、各団体の役職において女性の比率が高くなしないと女性委員が増えてこない現状があります。

●施策の方向性

R6=R6.4.1、R11=R11.4.1（以下同様）

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
防災会議委員に女性登用の拡大	防災全般に女性の視点を取り入れたうえで男女のニーズの違いの配慮を図るため、防災会議委員に女性の登用を拡大します。	防災会議委員への女性登用人数 R6 女性1人、男性20人 ⇒R11 女性6人、男性15人	総務課

② 防災関係団体との連携及び取組強化

防災の現場における関係団体において、女性の参画拡大、新たな男性参画を進め、男女共同参画体制の強化を進めます。

現状と課題

- ・全国的には女性消防団員は増えていますが、本町の消防団の構成は、男性242人、女性7人となっており、女性団員の割合は2.9%と低い現状であります。
- ・婦人防火クラブは女性のための構成ですが、男性も台所に立つことも増えており、男女関係なく防火意識の向上が必要とされています。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
男女共同参画による消防団・防火クラブの取組強化	女性消防団員の入団しやすい環境づくりを行うとともに、婦人防火クラブを家庭防火クラブに改名し、男性も入会できるように対応を進め、団体の取組を強化します。	防火関係団体員数 ① 女性消防団員 R6 7人⇒R11 12人 ② 家庭防火クラブ地区役員・男性会員 R6 0人⇒R11 5人	総務課

2 地域防災活動への女性人材参画の促進

① 女性の視点を取り入れた防災の推進

防災分野における男女が共に推進する環境づくりに向け、地域防災活動に対し女性人材の参画を促進します。

現状と課題

- ・地域の防災に対する意識が高まっており、町内40行政区において自主防災組織が結成されていますが、運営役員は男性が多く占めています。
- ・防災士資格取得助成事業の実績により、令和5年度末で女性7人、男性25人が資格を取得しています。また、防災介助士資格の取得は、令和5年度末で女性4人、男性0人となっています。
- ・災害時の女性の役割や防災における女性の参画・活動等、重要性を広く周知する必要があります。

●施策の方向性

具体的な施策	取組内容	目標指標	推進担当課
地域防災活動への女性人材参画の促進	地域の防災活動に女性の視点を取り入れた取組を進めるため、自主防災組織役員及び防災士への女性参画を促進します。(男性の防災介助士資格取得も促進)	① 自主防災組織役員への女性登用 R6 各地区1人 ⇒R11 各地区2人以上 ② 女性の防災士(防災介助士)資格取得者(資格取得者助成) R6 11人⇒R11 15人(総数)	総務課



第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、本町のすべての事業において、男女共同参画の視点に配慮します。

また、町民、事業者、行政区及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、地域社会、家庭、学校(児童施設)、職場などにおいて、町民及び事業者等の自主的な活動や男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

さらに、国や県等と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

(1) 男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に対し、男女共同参画の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け計画的かつ効果的に事業を推進するため「大河原町男女共同参画推進本部」を設置し、庁内の総合的な調整と進行管理を行います。

(2) 男女共同参画推進審議会の設置

男女共同参画社会の形成を目指すため、有識者や町内事業所、関係団体、町民からなる「大河原町男女共同参画推進審議会」を設置し、行政、町民、各種団体及び事業所における取組状況などについての情報や意見を交換するとともに、男女共同参画の推進に関する調査、審議及び評価を行い、地域社会、家庭、学校(児童施設)、職場などが一体となった効果的な行政施策の推進を図ります。

(3) 町民及び諸団体等との連携

町民、事業者、行政区及び関係団体などとの協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

(4) 国・県等との連携

男女共同参画推進にかかる問題は、広範多岐にわたっていることから、国・県・近隣市町及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。

(5) 計画の進行管理

年度ごとに事業実施状況を検証・評価し、次年度の施策に生かすことにより効果的な推進に反映させるとともに、町民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。

2. 計画の目標指標

男女共同参画基本計画の目標値

項 目		現状値	目標値 (令和 11 年度)
基本目標 1	審議会等の女性割合	28.3%	35.0%
	町管理職の女性割合	37.5%	40.0%
	地域活動の担い手	62 人	80 人
基本目標 2	家事・育児等に携わる時間が男性より女性が大幅に多いと感じる割合	89.4%	60.0%
	家庭教育支援の講座	3 講座	4 講座
	こども家庭センターの相談対応を可能とする体制	事業開始	児童福祉 170 件 母子保健 550 件
	特定健康診査(国保)受診率	52.3%	60.0%
	妊娠・出産期等面談率及び訪問率	99.0%	100%
基本目標 3	学校教育で人権・男女共同参画を反映した留意項目数	5 項目	10 項目
	中学 2 年生のキャリア教育に要する時間	年 12 時間	年 15 時間
	中学校の健康・性に関する保健の授業時間	年 2 時間	年 4 時間
基本目標 4	育児休業制度取得率 (R5 宮城県数値)	女性 94.5% 男性 40.7%	男性 85.0%
	介護休業制度取得人数 (R5 宮城県数値)	女性 18 人 男性 11 人	女性 30 人 男性 20 人
	商工会会員の女性経営者数	70 事業所	85 事業所
	家族経営協定数	3 件	7 件
基本目標 5	防災会議委員への女性登用人数	女性 1 人 男性 20 人	女性 6 人 男性 15 人
	女性消防団員	7 人	12 人
	家庭防火クラブ地区役員・男性会員	—	5 人
	自主防災組織役員への女性登用	各地区 1 人	各地区 2 人以上
	女性の防災士(防災介助士)資格取得者(町助成制度利用)	11 人	15 人(総数)

【資料編】

1. 男女共同参画基本計画の策定経過

(1) 大河原町男女共同参画推進審議会

町内外の有識者の委員により、男女共同参画基本計画に関する審議を行いました。委員は女性6名、男性2名の8名の構成。公募委員は募集を2回しましたが、応募者がおりませんでした。

○大河原町男女共同参画推進審議会（敬称略）

氏 名	分 野	所 属
木村 秀則（会長）	学識経験者	K a j i プロジェクト 代表
八重樫 裕子（副会長）	商工団体	大河原町商工会女性部 部長
大内 恵美	教育団体	大河原町教育委員会 生涯学習課 社会教育指導委員
渡辺 和子	町内企業	株式会社 M i r i z 専務取締役
小野寺 拓弥	町内企業	株式会社ヒルズ 総務部長兼社長室長
森 恵子	人権擁護団体	大河原町人権擁護委員
三浦 奈美恵	防災・子ども育成	防災介助士・大河原中学校学校運営協議会委員等
大沼 史柄	行政機関	宮城県生活環境部共同参画社会推進課 男女共同参画推進専門監

（事務局：政策企画課 企画振興係）

○審議会内容

回・日程	主な協議内容
第1回（令和6年6月12日）	・委員委嘱、委員紹介、会長・副会長の選任 ・男女共同参画基本計画策定について
第2回（令和6年7月30日）	・男女共同参画に関するアンケート結果及び状況調査について ・男女共同参画基本計画に係る施策の展開案について
第3回（令和6年9月26日）	・男女共同参画基本計画素案について ・男女共同参画基本計画策定に対する答申案について
令和6年10月16日	・大河原町男女共同参画基本計画策定に対する答申

○大河原町男女共同参画推進審議会条例(令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、男女共同参画に関する課題と行政施策の企画及び推進について調査審議を行う大河原町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策等を推進するため町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から推薦される者
- (3) 町内を代表する企業等から推薦される者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(2)男女共同参画基本計画策定に対する諮問

大 政 第 294 号
令和6年 9月13日

大河原町男女共同参画推進審議会
会 長 木 村 秀 則 殿

大河原町長 齋 清 志

大河原町男女共同参画基本計画の策定について(諮問)

大河原町男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(3)男女共同参画基本計画策定に対する答申

令和6年10月16日

大河原町長 齋 清志 殿

大河原町男女共同参画推進審議会
会長 木 村 秀 則
(公印省略)

大河原町男女共同参画基本計画の策定について(答申)

令和6年9月13日付け大政第294号で諮問のありました、大河原町男女共同参画基本計画案について、慎重に審議した結果、男女共同参画社会を実現するための政策・施策の目指すべき方向性、取組、目標指標として適切なものと認めます。なお、男女共同参画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されることを要望します。

記

男女共同参画については、年代や地域性によって捉え方が異なることから、個々の価値観を尊重しながら、男女が様々な場面において共に参画できる社会に向け、各政策・施策で意識していくことが必要である。また、行政と住民、教育関係者、事業者及び団体（以下「住民等」という。）が一体となって取り組むためには、行政と住民等とが共通認識を持つことが重要となる。本計画が、男女共同参画社会の実現に向けた共通認識を啓発・普及するための第一歩となるよう、丁寧に説明し推進を図っていくことが肝要である。

【基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現】に関して

行政の政策・方針決定の場へ女性参画を進め、住民等及び町職員の意識醸成を率先して行うこと。あらゆるハラスメントを排除する姿勢を掲げ、誰もが互いを尊重し、対等な関係が築ける社会づくりに努めること。

【基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現】に関して

家事・育児・介護等での女性の負担解消に向け、男女それぞれ抱えている抵抗感をなくし、互いに協力し合える家庭づくりに向けた啓発を行うこと。併せて、妊娠・出産・育児・介護等の相談及び支援体制の充実を図っていくこと。

【基本目標 3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進】に関して

人格形成期の幼児・学校教育の中でも男女平等の意識醸成を図ることは必要不可欠であり、そのための保育士・教職員・保護者等に対する理解促進、環境整備に力を入れること。また、性別に関わらず主体的に進路や職業を選択する能力、健康や性に対する適切な学びなど、多様性社会を感受し、互いに尊重することができる教育に努めること。

【基本目標 4 職場における男女共同参画の実現】に関して

女性の社会進出は進んでいるものの、男女の就業状況は、賃金・昇進の差、正規・非正規雇用の割合、経営方針への参加等で、女性参画は進んでいない面があり、男性の育児休業制度等の推進なども含め、社会的・広域的な視点・取組が必要であることから、全県的な改善が図られるよう、宮城県ヘリダーシップを働きかけること。

【基本目標 5 防災における男女共同参画の推進】に関して

地域防災活動に対し、防災会議・自主防災組織・関係団体等で女性の視点が反映できるよう女性の参画拡大を進めること。また、災害時対応に備え、防災士・防災介助士を男女とも拡大し、安全安心につなげること。

男女共同参画に向けては、男女不平等やジェンダー差別の弊害により、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性が狭められていることが課題である。特に、多くの分野でその負担が女性に偏っている状況があることから、家庭人・職業人として、子どもを出産しても、子育てをしても、介護があっても、女性が負担を重く感じず、男女ともに能力が発揮できる環境が望まれるところである。女性が暮らしやすく、住みたいまち、子どもを産み育てたい、定住したい意識につながり、人口流出、出生数減に対する人口減少対策に歯止めをかける鍵と言えるものとする。

上記項目を踏まえ、男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまちの実現を期待するものである。

(4)男女共同参画推進本部（プロジェクトチーム）の経過

課長級以上の職員(庁議メンバー)による男女共同参画推進本部、及び担当職員によるプロジェクトチームを設置し、計画策定に向けた調整を図りました。

○男女共同参画推進本部及びプロジェクトチーム委員

所属等	本部委員	プロジェクトチーム委員
	職名・氏名	職名・氏名
町長	本部長 齋 清志	
副町長	副本部長 藤田 秀明	
教育委員会	教育長 鈴木 洋	
会計課	会計管理者 瀬戸 恵美	
総務課	課 長 菊地 仁美	庶務人事係 小林 快至 消防防災係 佐々内 修平
政策企画課	課 長 吉野 卓朗	事務局 企画振興係
税務課	課 長 菊地 芳徳	
町民生活課	課 長 佐々木 玲子	課長補佐 吉廣 彰子
福祉課	課 長 長谷川 早苗	地域包括支援係 佐々木勇貴
健康推進課	課 長 蜂谷 朋香	課長補佐 木村 三恵
子ども家庭課	課 長 斎藤 直美	子ども家庭支援係長 菊池 智美
農政課	課 長 高橋 正志	課長補佐 佐藤 義則
商工観光課	課 長 菅野 敏洋	観光物産係長 村上 愛
地域整備課	課 長 小原 元紀	
上下水道課	課 長 八重樫 茂	
スポーツまちづくり推進課	課 長 前元 一也	
教育総務課	課 長 櫻田 尚	課長補佐 佐藤 友幸
生涯学習課	課 長 斎 修	社会教育係長 佐藤 友恵
議会事務局	局 長 木村 武俊	

○計画原案の協議

※PT:プロジェクトチーム会議

月 日	主な協議内容
本部:令和6年4月18日	・男女共同参画基本計画策定について ・計画策定に係るプロジェクトチームについて
PT:令和6年5月20日	・計画書構成案について ・策定スケジュールについて ・基本計画に係る施策シートについて ・男女共同参画に係る調査
PT:令和6年7月1日	・基本計画施策シートまとめについて ・男女共同参画に関するアンケートについて ・男女共同参画状況調査について
令和6年8月～9月	・男女共同参画基本計画素案の確認作業（随時）
本部:令和6年10月28日	・男女共同参画基本計画素案について

○大河原町男女共同参画推進本部設置要綱(令和6年4月1日施行)

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の形成に向けた施策を策定し、その推進を図るため、大河原町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及びその施策の推進に係る総合的な調整に関すること。
- (2) 基本計画に係る施策の進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画の施策の推進に関すること。

(本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、庁議等の設置及び運営に関する規程（平成26年訓令第3号）第2条第1号に規定する庁議の構成員（町長及び副町長を除く。）をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を統括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(プロジェクトチーム)

第5条 基本計画の策定に関し、専門的事項の調査及び検討を行うため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、町長が指名する者をもって構成する。
- 3 プロジェクトチームの設置期間は、基本計画の策定が終了するまでとする。

(意見の聴取)

第6条 本部長は、推進本部又はプロジェクトチームの会議において必要があると認めるときは、学識経験のある者若しくは関係職員の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部及びプロジェクトチームに関する庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及びプロジェクトチームの運営について必要な事項は、本部長が定める。

(5) 男女共同参画基本計画案に対するパブリックコメント (意見公募)

本計画に対する意見を町民等に広く求めるため、令和6年11月7日から11月26日まで、20日間にわたり、計画案に対するパブリックコメント(意見公募)を行いました。意見提出のお知らせを町ホームページ・LINE、広報おしらせばん(全戸配布)、町内6カ所において計画案を入手、閲覧を進め、意見公募を行いました。

○実施概要

1. 募集対象

- ①町内に住所(所在地)を有する個人、団体又は企業等
- ②町内に通勤・通学しているかた

2. 意見を公募する期間

令和6年11月7日(木)～令和6年11月26日(火)

3. 意見案の公表方法

町ホームページで公開。大河原町役場政策企画課(企画振興係)、中央公民館、金ヶ瀬公民館、駅前図書館、世代交流いきいきプラザ、総合体育館の各窓口に配布。

4. 意見提出の方法

所定の「意見記入用紙」に、住所、氏名(法人の場合は所在地・名称・代表者名)、連絡先等を明記し、電子メール、郵送、FAXにより送付、または政策企画課(企画振興係)窓口に提出。

5. 実施結果

意見提出はありませんでした。

(6) 大河原町議会全員協議会への説明

○大河原町男女共同参画推進審議会条例の制定について

- (1)実施時期 令和6年3月1日
- (2)説明内容 大河原町男女共同参画推進審議会条例制定

○大河原町男女共同参画基本計画の策定経過について

- (1)実施時期 令和6年9月2日
- (2)説明内容 基本計画の策定スケジュール・男女共同参画に関するアンケート結果広報掲載
原稿・計画体系図案・基本目標1～5の各施策

○大河原町男女共同参画基本計画の策定について

- (1)実施時期 令和6年12月2日
- (2)説明内容 大河原町男女共同参画基本計画策定

(7) 各種審議会等の女性委員の割合

法律・条例による審議会等(附属機関)・委員会(行政委員会)について、令和6年4月1日現在の委員数、そのうちの女性委員の人数及び女性の比率は以下のとおりとなっています。

(単位:人・%)

No.	審議会等名	委員数	女性委員数	女性比率
1	まちづくり審議会	14	7	50.0
2	まち・ひと・しごと創生会議	12	3	25.0
3	大規模事業評価委員会	5	1	20.0
4	情報公開審査会	5	1	20.0
5	個人情報保護審査会	5	1	20.0
6	防災会議	21	1	4.8
7	障害児就学指導審議会	14	3	21.4
8	学校給食運営審議会	15	4	26.7
9	いじめ問題対策連絡協議会	15	6	40.0
10	社会教育委員	5	2	40.0
11	文化財保護委員	5	0	0.0
12	スポーツ推進審議会	5	1	20.0
13	子ども・子育て会議	12	9	75.0
14	国民健康保険運営協議会	12	6	50.0
15	環境審議会	10	3	30.0
16	農業振興促進協議会	13	1	7.7
17	都市計画審議会	10	0	0.0
18	空き家等対策協議会	9	1	11.1
19	健康づくり推進審議会	14	7	50.0
20	監査委員	2	0	0.0
21	選挙管理委員会	4	2	50.0
22	教育委員会	4	2	50.0
23	農業委員会	9	2	22.2
24	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
合 計		223	63	28.3

大河原町男女共同参画基本計画

令和 7 年度(2025)－令和11年度(2029)

令和 7 年 1 月

発行：宮城県大河原町

〒989-1295宮城県柴田郡大河原町字新南19

TEL 0224(53)2111 FAX 0224(53)3818

URL <https://www.town.ogawara.miyagi.jp>